

## 構造改革特別区域計画

### 1 構造改革特別区域計画作成主体の名称

枚方市

### 2 構造改革特別区域の名称

枚方市小中一貫英語教育特区

### 3 構造改革特別区域の範囲

枚方市の全域

### 4 構造改革特別区域の特性

#### (1) 歴史と文化のまち・枚方

枚方市は、北緯 34 度 48 分・東経 135 度 39 分、大阪府の北東部、淀川左岸に位置し、北は京都府八幡市、東は京都府京田辺市、奈良県生駒市、南は大阪府寝屋川市、交野市、西は淀川を挟んで大阪府高槻市、島本町と接している。

市東部は生駒山地から男山丘陵に伸びる丘陵・山地地形をなし、西部は海拔 10m 前後の沖積低地で、中央の大部分は海拔 20～50m の枚方台地が占めている。この枚方台地を、船橋川、穂谷川、天野川が南東から北西に横切って淀川に流れ込んでいる。

枚方市は、古くから人々が暮らし、平安時代には貴族の遊獵地として知られ、江戸時代には京街道の宿場町として栄えた。また、淀川舟運の中継港としてにぎわいをみせた。明治初期、宿駅制度の廃止により、一時、そのにぎわいは影をひそめたが、明治 43 年に淀川左岸に京阪電車が開通し、住宅地として発展した。

戦後の枚方は昭和 22 年 8 月 1 日に市制を施行し、その後、住宅団地、工業団地の建設や市街地整備などの発展を経て、平成 7 年(1995 年)の国勢調査では人口 40 万人を超え、府内でも 4 番目の都市へと成長した。枚方市の平成 17 年 8 月末日現在の人口・世帯数は 408,063 人、160,830 世帯で、世帯当たりの人数は 2.54 人、核家族化の進行などに伴い減少が続いている。また、世帯の特徴としては、4人世帯の割合が最も高くなっている。

枚方市は古くから交通の要所として栄えたが、現在でも大阪と京都を結ぶ京阪電車、大阪と奈良を結び神戸・宝塚にも接続する JR 学研都市線が市内を走っている。さらに、東京と大阪を結ぶ国道 1 号線が通り、その国道 1 号線のバイパスとして期待される第二京阪道路が整備されるなど、大阪並びに京阪神地域の要となる地域である。

## (2) 世界とつながる学園都市・枚方

枚方市は、古くからの歴史を基盤としながら、都市としての発展、市民生活の向上、現代社会が当面する課題の解決に積極的に取り組んでいる。21世紀に通用する人材の育成を目指し、海外の姉妹都市オーストラリア・ローガン市、中国・上海市長寧区と小・中学生も含め活発な交流を行い、平成16年11月には、枚方市立菅原東小学校と韓国霊巖郡鳩林初等学校が市民交流として友好交流協力校の締結を行った。又、市内には大阪歯科大学・関西医科大学・関西外国語大学・摂南大学(薬学部)・大阪国際大学・大阪工業大学(情報科学部)の6つの大学が所在し、21世紀の新たなまちのイメージとして、「学園都市」を目指している。

## 5 構造改革特別区域の意義

### (1) コミュニケーション能力育成の必要性

今日、子どもたちを取り巻く社会の変化が急速に進んでいる。IT革命の進展に伴いあらゆる分野でグローバル化が加速度的に進み、なかでも国際的共通語となっている「英語」の習得は子ども達の将来のためにも、我が国の発展のためにも、非常に重要な課題となっている。一方、価値観の多様化、情報化、都市化、少子高齢化が同時並行的に進行する中で、情報の氾濫やバーチャルでの体験が先行し、自然体験や幅広い世代との交流といった直接体験が減少し、人間関係の一層の希薄化が懸念されている。

今日のいじめや不登校、少年非行などの子どもたちをめぐる諸問題についても、日常的なコミュニケーションができなくなっていることが一つの原因ではないかとの指摘もあり、平成16年2月の文化審議会答申「これからの時代に求められる国語力について」は、「言葉を用いて伝え合う能力の育成は子供たちの教育における喫緊の課題」と提言している。

枚方市はめざすべきまちの姿を「出会い・学びあい・支えあい、生きる喜びを創るまち、枚方」とかけ、人と人、人と自然、人とまちとの豊かな関わり合いのなかで、地域の歴史や文化を愛する心を育み、人々が互いを尊重し支えあうことのできる社会の実現に取り組んできた。子供たちを取り巻く内外の厳しい状況を踏まえ、学校教育において構造改革特別区域の特例を有効に活用しながら、子どもたちの豊かなコミュニケーション能力の育成を図ることが早急に取り組むべき課題であると考えている。特に英語教育に関しては、本市には留学生が多く学ぶ関西外国語大学・大阪国際大学があり、英語教育や国際理解教育の充実のために恵まれた環境にある。また、平成16年度からは関西外国語大学と連携し、小中学校における英語教育・国際理解教育等に係る共同研究を進めており、本市の取組はわが国の英語教育の充実及び国が目指す「英語が使える日本人」の育成にも資することができるものと考えている。

### (2) 日本語と英語によるコミュニケーション能力の育成

平成15年3月に文部科学省が発表した「『英語が使える日本人』の育成のための行動計画」では、英語の習得は母語である国語の能力が大きくかわるとしており、「すべての知的活動の基盤となる国語を適切に表現し正確に理解する能力を育成する」ことを取り組みの柱の一つとして掲げている。本市が小中一貫英語教育特区に取り組むに当たっては、構造改革特別区域の特例を活用した英語教育の推進に取り組むと共に、国語教育の一層の充実に積極的に取り組んでいく。具体的には、次の2つの方針を柱に、子どもたちの豊かなコミュニケーション能力の

育成に取り組む。

- 1．知的活動や感性・情緒の基盤となる国語力の育成
- 2．英語による実践的なコミュニケーション能力の育成

コミュニケーションの基本は相手の人格や考え方を尊重する態度と言葉によって多様な人間関係を構築できる能力であり、国語の運用能力が根幹となっている。人間関係形成能力としての国語力を確実に育成するためには、国語科はもとより、教育活動全体の中で効果的な取組を進めることが重要である。本市は日本に漢字を伝えたとされる王仁博士ゆかりの地であり、平成15年度より漢字のまち枚方を全国に発信する取組として「心に残る漢字一文字作文コンクール」を実施している。平成16年度は応募作品が1万点をこえるなど、国語教育並びに活字文化の振興に大きな成果あげている。今後さらに朝の読書活動や読書マラソンに全小中学校が取り組むと共に、朗読や群読、リレー作文等、各校の創意工夫を生かした取組をとおり、日本語による豊かなコミュニケーション能力の育成に取り組む。

英語による実践的なコミュニケーション能力の育成に関しては、平成16年度は20の小中学校を研究指定校に定め、留学生と児童生徒との交流を28回実施した。また、平成13年度より小学校にも専任の英語を母語とする講師（以下「NET」）を配置しており、平成16年度は延べ約500回の配置を行った。教員の資質向上については夏季休業日を活用した小学校及び中学校英語指導研修講座を実施しており、平成16年度は小学校の講座に延べ200名を超える教職員が研修に参加している。

こういったこれまでの成果をもとに、構造改革特別区域の特例を活用することで英語教育の一層の充実を図ることができる。本計画を実施することで、日本語と英語による豊かなコミュニケーション能力を身に付け、国際社会の中で主体的に生きていくことのできる日本人を育成する。また、歴史のまち枚方の文化を広く内外に発信するとともに、豊かな国際性を身につけ、世界の平和と発展に貢献できる有為な人材の育成に努める。

## 6 構造改革特別区域の目標

### （1）特区計画の経済的、社会的効果の面から見た目標

児童生徒の発達段階を踏まえた小中一貫の英語教育カリキュラムに基づき義務教育を終えた段階で、英語による実践的なコミュニケーション能力の基礎を身につけた有為な人材を育成する。豊かな国際性を身につけた人材を数多く輩出することで、市民一人一人の国際理解が進み、さまざまな国々や地域との文化的な交流を通し、地域の経済的・社会的な活性化も推進することができる。

### （2）適用される規制の特例措置

小学校第5・6学年の教育課程に「英語科」を新設し、各学年で45分間の単位時間で年間35時間の授業時間を設定する。中学校英語科教員やNET等との連携のもと、小学校の教員を中心に指導を行う。教材として中学校第1学年用の教科書も活用する。中学校英語科では、教育課程を編成する際、小学校で身につけた英語力を基礎として、指導内容の一層の充実をめ

ざす。選択教科では学校選択として中学校の全学年で英語を年間35時間以上実施し、聞くことや話すことなどの英語の音声によるコミュニケーション能力の育成を推進する。

## 7 構造改革特別区域計画の実施が構造改革特別区域に及ぼす経済的・社会的効果

### (1) 国際性豊かなまちづくりの推進

小学校段階より英語教育に取り組むことで、国が進めている「英語が使える日本人」の育成を推進すると共に、世界に開かれた国際交流都市として発展する枚方の魅力をさらに高めていくことができる。

### (2) 国際理解教育の推進

関西外国語大学・大阪国際大学との連携による留学生との交流、関西外国語大学との小学校英語に係る共同研究など、国際理解教育や英語指導法の研究が一層進展する。

### (3) 英語教育の活性化

小学校英語に係る研究授業、中学校段階における英語暗唱大会の開催等、英語教育の一層の充実を図り、子どもたちの実践的なコミュニケーション能力を育成する。

枚方市立小中学校学力診断テストの英語の達成率80%以上、卒業時には英語検定3級程度の英語力を身につけることを目標とする。

中学校		1年	2年
英語	達成率 (平成15年度)	62.0	57.1
	達成率 (平成16年度)	79.0	66.0

達成率：学習指導要領の内容を理解できていると考えられる児童生徒の割合。

### (4) 小中一貫英語教育の推進に伴うNETの増員

英語の授業時数増に伴い、NETの増員を図る。

## 8 特定事業の名称

構造改革特別区域研究開発学校設置事業(番号802)

構造改革特別区域研究開発学校における教科書の早期給与特例事業(番号819)

## 9 構造改革特別区域において実施し、またはその実施を促進しようとする特定事業に関連する事業その他の構造改革特別区域の実施に関し地方公共団体が必要と認める事項

### (1) 関西外国語大学との連携の推進

小学校英語活動指導者養成研修講座の実施

<実施状況>

平成16年度 4回連続講座を2回実施

平成17年度 5回連続講座を2回実施（平成17年8月末現在）

< 研修内容 >

- ・教授法（ティーチング・スキル）に関する研修
- ・教材・題材（ティーチング・マテリアル）に関する研修
- ・教授案（ティーチング・プラン）に関する研修
- ・教えるための英語力の育成に関する研修

小学校英語活動指導者資格認定試験の実施

上記研修講座修了者の内、平成17年度より希望者を対象に資格審査を実施し、合格者には認定書を発行。

小学校における英語教育研究活動等に係る連携協力

海外留学体験者や英語が堪能な学生を大学が選抜し、研究指定を受けた小学校に派遣。クラス担任とTTで英語活動に取り組む。

中学校における英語教育研究活動等に係る連携協力

- ・大学教員による英語科授業の指導助言及び調査研究。
- ・大学が選抜した学生を派遣し、英語科授業並びにその他の教育活動にインターンシップとして参加。
- ・英語コミュニケーションスキルアップ講座（6回連続講座）

## （2）英語教育の推進

枚方市小中一貫英語教育研究モデル校事業

児童生徒の発達段階を踏まえた小中一貫の英語教育等について適切なカリキュラムの作成と教材開発に取り組むため、中学校2校及び同中学校の校区内の小学校4校を研究モデル校に指定。併せて英語教育重点校として中学校2校を指定。

枚方市英語暗唱大会（仮称）の実施

- ・教育委員会が主催し、市内中学校に在籍する中学生を対象に実施する。
- ・研究モデル校での成果を踏まえ、小学生の参加についても検討する。

副読本（英文）の作成

枚方の歴史や文化を紹介する英文の副読本を作成し、英語科の授業で活用。自らの文化を広く内外に発信するための資質を育む。

枚方市英語基礎学力確認テスト（仮称）の実施

英語の基礎学力の定着状況を確認するためのテストを実施し、研究モデル校での取組の成果を検証する。対象は市立中学校在籍生徒。

#### 小学校英語指導研修

小学校英語活動の指導技術の習得と向上を目的として、平成12年度から実施。講師には民間の英会話スクール講師等を招聘し、理論研修と実践的な実技研修を組み合わせ、連続講座として実施している。

- ・平成15年度・・・ 延べ214名の教職員の参加
- ・平成16年度・・・ 延べ233名の教職員の参加

#### 英語を発信する機会の促進・学習環境の整備

- ・英語校内放送や英語による校内掲示板等の推進
- ・英語による学校ホームページを立ち上げ、児童生徒が運営
- ・教育交流の促進（ビデオレター、文通、テレビ会議等）

### （3）国際理解教育の推進

#### 国際理解教育研究指定校（学校園活性化推進校園事業）

児童・生徒に外国の言語や生活及び文化に慣れ親しむ機会を与え、国際理解を深めるため、関西外国語大学・大阪国際大学の留学生を地域の小中学校に派遣。

平成15年度・・・20小学校、1中学校に対し30回

平成16年度・・・19小学校、1中学校に対し28回

#### 海外友好都市等との交流推進

##### オーストラリア・ローガン市

ローガン市内にある私立学校（チゾムカレッジ）との交流を実施。相互にホームステイを実施している。

##### 中国・上海市長寧区

毎年、児童が作成した書画約100点を交換。枚方市駅周辺のギャラリーで、上海市長寧区児童書画展を開催。昭和58年以来、教育考察団を相互派遣。

##### 韓国靈巖郡

平成16年、韓国靈巖郡鳩林初等学校が市民交流として友好交流協力校締結。

## 別紙 1

### 1 特定事業の名称

番 号 8 0 2  
特定事業の名称 構造改革特別区域研究開発学校設置事業

### 2 構造改革特別区域の適用を受けようとする者

枚方市内の全市立小・中学校

### 3 当該規制の特例措置の運用の開始日

構造改革特別区域計画の認定の日から

### 4 特定事業の内容

- ( 1 ) 事業に関与する主体 枚方市
- ( 2 ) 事業が行われる区域 枚方市立小・中学校全校
- ( 3 ) 事業の実施期間 認定日以降

#### ( 4 ) 事業により実現される行為

##### 事業内容

小学校の第 5 学年と第 6 学年の教育課程に「英語科」を新設し、それぞれの学年では年間 3 5 時間の授業時数を設定する。「枚方市小中一貫英語学習指導要領」に基づき、小学校の教員を中心に中学校英語科教員や英語を母語とする講師(以下「NET」という)等と連携し中学校第 1 学年用の教科書を主たる教材として授業を行う。

中学校では、教育課程を編成する際、小学校で身につけた英語力を基礎として、指導内容の一層の充実をめざす。選択教科では学校選択として中学校の全学年で英語を年間 3 5 時間以上実施し、聞くことや話すことなどの英語の音声によるコミュニケーション能力の育成を推進する。

##### 事業計画

<平成 1 7 年度>

- ・ 中学校 2 校(枚方市立枚方中学校・枚方市立津田中学校)、小学校 4 校(枚方市立枚方小学校・枚方市立枚方第二小学校・枚方市立津田小学校・枚方市立津田南小学校)を枚方市小

中一貫英語教育研究モデル校（以下「モデル校」という）に指定し、小中連携による効果的な指導法等について調査研究を行う。

- ・ 中学校 2 校（枚方市立楠葉西中学校・枚方市立山田中学校）を中学校英語教育重点校（以下「重点校」という）に指定し、NET を重点的に配置する。
- ・ 枚方市英語基礎学力確認テスト（仮称）を実施する。

<平成 18 年度>（特区の特例の適用を受け、モデル校及び重点校で実施）

- ・ 中学校のモデル校及び重点校において、選択教科英語を年間 35 時間以上実施する。
- ・ 小学校のモデル校の第 5・6 学年において中学校第 1 学年の英語科教科書を給与し、年間 35 時間の英語科の授業を行う。

<平成 19 年度>

- ・ 中学校のモデル校の 1 年生に第 2 学年の英語科教科書を給与する。
- ・ 小学校のモデル校の第 5 学年に中学校第 1 学年の英語科教科書を給与する。

<平成 20 年度>

- ・ モデル校及び重点校の成果を踏まえ、全市立小中学校において特区の取組を開始する。

## 5 当該規制の特例措置の内容

### （1）規制の特例措置の必要性

今日の IT 革命の急速な進展に伴い経済・社会・文化・政治などのあらゆる分野でグローバル化が加速度的に進んでいる。なかでも、国際的共通語となっている「英語」の習得は、子どもたちの将来のためにも、我が国の発展のためにも非常に重要な課題となっている。本市には留学生が多く学ぶ関西外国語大学・大阪国際大学があり、国際理解教育や英語教育の充実のために恵まれた環境にある。本市では小学校における英語活動に積極的に取り組んでおり、平成 15 年度は市内全小学校を対象に約 400 回、平成 16 年度は約 500 回の NET の配置を行った。教員の資質向上については夏季休業日を活用した小学校英語指導研修講座を実施しており、平成 16 年度は延べ 200 名を超える教職員が研修に参加している。

こういったこれまでの取組を踏まえ、構造改革特別区域の取組をとおり、英語による実践的なコミュニケーション能力と豊かな国際性を身につけ、世界の平和と発展に貢献できる有為な人材の育成に努める。また、英語教育を柱に学校教育全体の活性化を図り、豊かな歴史と文化をたたえ、国際交流都市として発展する枚方の姿を広く内外に発信する。

### （2）取組の期間等

本事業は平成 18 年度よりモデル校・重点校で先行実施し、平成 20 年度よりモデル校等の成果を踏まえ、全校で実施する。平成 20 年度の小学校 5 年生が中学校を卒業する平成 24 年度をもって、事業についての評価・見直しを行う。

### (3) 計画初年度の教育課程の内容等

#### < 小学校 >

- ・ 第5・6学年に「英語科」を設置する。
- ・ 「枚方市小中一貫英語学習指導要領」として目標や内容、内容の取扱いについて定める。
- ・ 「枚方市小中一貫英語カリキュラム」として教育課程及び評価の標準を示す。
- ・ オーディオ機器等を活用し、英語の音声を中心とした指導に取り組む。
- ・ 小学校の教員を中心に中学校英語科教員や NET 等と連携し中学校第1学年用の教科書を主たる教材として授業を行う。

#### < 中学校 >

- ・ いずれの学年も選択教科に学校として英語を年間35時間以上選択する。
- ・ 「枚方市小中一貫英語学習指導要領」として目標や内容、内容の取扱いについて定める。
- ・ 「枚方市小中一貫英語カリキュラム」として教育課程及び評価の標準を示す。
- ・ 選択教科の英語においては、聞くことや話すことなどの英語の音声によるコミュニケーション能力の育成を重視する。
- ・ 発展的な学習の教材として、枚方の歴史や文化を紹介する副読本（英文）の作成準備を進める。

### (4) 転校生に対する対応

- ・ 習熟の程度に応じた指導・放課後の補習等をおし、個別指導に取り組む。

### (5) 要件適合性を認めた根拠

本事業は、平成20年度より全ての枚方市立小・中学校を対象としており、日本国憲法第26条及び教育基本法第3条に適合する。

また、教育の目的である人格の完成を示した教育基本法第1条に適合し、同時に学校教育法第18条第2項の「国際協調の精神を養う」に通じるものである。

さらに、本事業は、現行学習指導要領の目指す、基礎基本の充実と発展的学習に取り組むものであり、学校教育法第17条、第18条、第35条、第36条に示された小・中学校の目的や目標に合致している。なお、小学校における英語科、中学校1年生における選択教科英語の拡充により、総合的な学習の時間が削減されることとなるが、英語の学習をおして、異文化を理解し尊重する態度や異なる文化を持った人々と共に生きていく資質や能力の育成を図り、児童生徒が国際社会の中で自ら学び自ら考え、逞しく生き抜いていく力を培うことが可能であると考えられる。このため、英語の指導においては、総合的な学習の時間の狙いを踏まえ、適切に実施することとする。

### (6) 教育課程の基準によらない部分

## < 小学校 >

小学校第 5 学年及び第 6 学年に教科としての「英語科」を設置し、年間 35 時間実施する。第 5 学年及び第 6 学年の総合的な学習の時間を年間 75 時間とする。

### 小学校教育課程表

小学校の特例措置による教育課程編成の標準時数

区分	必要教科の授業時数										道徳	特別活動	総合的な学習の時間の授業時数	総授業数
	国語	社会	算数	理科	生活	音楽	図画工作	家庭	体育	英語				
第 1 学年	272	—	114	—	102	68	68	—	90	—	34	34	—	782
第 2 学年	280	—	155	—	105	70	70	—	90	—	35	35	—	840
第 3 学年	235	70	150	70	—	60	60	—	90	—	35	35	105	910
第 4 学年	235	85	150	90	—	60	60	—	90	—	35	35	105	945
第 5 学年	180	90	150	95	—	50	50	60	90	35	35	35	75	945
第 6 学年	175	100	150	95	—	50	50	55	90	35	35	35	75	945

## < 中学校 >

中学校第 1 学年の選択教科に充てる時数を「35～50」に拡充し、総合的な学習の時間を「50～65」とする。全学年の選択教科において、英語を年間 35 時間以上実施する。「枚方市小中一貫英語学習指導要領」として目標や内容、内容の取扱いについて定める。

### 中学校教育課程表

中学校の特例措置による教育課程編成の標準時数

区分	必要教科の授業時数									道徳	特別活動	選択教科等に充てる授業時数	総合的な学習の時間の授業時数	総授業数
	国語	社会	数学	理科	音楽	美術	保健体育	技術家庭	外国語					
第 1 学年	140	105	105	105	45	45	90	70	105	35	35	35～50	50～65	980
第 2 学年	105	105	105	105	35	35	90	70	105	35	35	50～85	70～105	980
第 3 学年	105	85	105	80	35	35	90	35	105	35	35	105～165	70～130	980

## 別紙 2

### 1 特定事業の名称

番 号	8 1 9
特定事業の名称	構造改革特別区域研究開発学校における教科書の早期給与特例事業

### 2 構造改革特別区域の適用を受けようとする者

枚方市内の全市立小・中学校

### 3 当該規制の特例措置の運用の開始日

構造改革特別区域計画の認定の日から

### 4 特定事業の内容

- |                 |             |
|-----------------|-------------|
| ( 1 ) 事業に関与する主体 | 枚方市         |
| ( 2 ) 事業が行われる区域 | 枚方市立小・中学校全校 |
| ( 3 ) 事業の実施期間   | 認定日以降       |

#### ( 4 ) 事業により実現される行為

##### 事業内容

小学校の第 5 学年と第 6 学年の教育課程に「英語科」を新設し、それぞれの学年では年間 3 5 時間の授業時数を設定する。「枚方市小中一貫英語学習指導要領」に基づき、小学校の教員を中心に中学校英語科教員や英語を母語とする講師(以下「NET」という)等と連携し中学校第 1 学年用の教科書を主たる教材として授業を行う。

中学校では、教育課程を編成する際、小学校で身につけた英語力を基礎として、指導内容の一層の充実をめざす。選択教科では学校選択として中学校の全学年で英語を年間 3 5 時間以上実施し、聞くことや話すことなどの英語の音声によるコミュニケーション能力の育成を推進する。

## 事業計画

### <平成17年度>

- ・ 中学校2校(枚方市立枚方中学校・枚方市立津田中学校)、小学校4校(枚方市立枚方小学校・枚方市立枚方第二小学校・枚方市立津田小学校・枚方市立津田南小学校)を枚方市小中一貫英語教育研究モデル校(以下「モデル校」という)に指定し、小中連携による効果的な指導法等について調査研究を行う。
- ・ 中学校2校(枚方市立楠葉西中学校・枚方市立山田中学校)を中学校英語教育重点校(以下「重点校」という)に指定し、NETを重点的に配置する。
- ・ 枚方市英語基礎学力確認テスト(仮称)を実施する。

### <平成18年度>(特区の特例の適用を受け、モデル校及び重点校で実施)

- ・ 中学校のモデル校及び重点校において、選択教科英語を年間35時間以上実施する。
- ・ 小学校のモデル校の第5・6学年において中学校第1学年の英語教科書を給与し、年間35時間の英語科の授業を行う。

### <平成19年度>

- ・ 中学校のモデル校の1年生に第2学年の英語教科書を給与する。
- ・ 小学校のモデル校の第5学年に中学校第1学年の英語教科書を給与する。

### <平成20年度>

- ・ モデル校及び重点校の成果を踏まえ、全市立小中学校において特区の取組を開始する。

## 5 当該規制の特例措置の内容

### (1) 特例の規制措置の必要性

今日のIT革命の急速な進展に伴い経済・社会・文化・政治などのあらゆる分野でグローバル化が加速的に進んでいる。なかでも、国際的共通語となっている「英語」の習得は、子どもたちの将来のためにも、我が国の発展のためにも非常に重要な課題となっている。本市には留学生が多く学ぶ関西外国語大学・大阪国際大学があり、国際理解教育や英語教育の充実のために恵まれた環境にある。本市では小学校における英語活動に積極的に取り組んでおり、平成15年度は市内全小学校を対象に約400回、平成16年度は約500回のNETの配置を行った。教員の資質向上については夏季休業日を活用した小学校英語指導研修講座を実施しており、平成16年度は延べ200名を超える教職員が研修に参加している。

こういったこれまでの取組に加え、新たに小学校と中学校で主たる教材を共有することで、小中学校の段差を解消し、継続的な指導が可能となる。小学校のコミュニケーション活動を中心とした英語活動や英語教育との計画的・継続的な連携は、中学校における英語教育の充実を図る上でも極めて重要である。

( 2 ) 中学校英語科教科書の早期給与計画

年 度	モデル校	その他の学校
平成 1 8 年度	<ul style="list-style-type: none"> <li>小学校第 5 学年及び第 6 学年に中学校第 1 学年の英語科教科書を給与</li> </ul> <p>小学校第 5 学年： 4 4 3 冊            枚方小学校 ( 1 0 8 冊 )            枚方第二小学校 ( 1 0 2 冊 )            津田小学校 ( 1 1 4 冊 )            津田南小学校 ( 1 1 9 冊 )</p> <p>小学校第 6 学年： 4 0 8 冊            枚方小学校 ( 9 0 冊 )            枚方第二小学校 ( 9 7 冊 )            津田小学校 ( 1 1 8 冊 )            津田南小学校 ( 1 0 3 冊 )</p> <p>(平成 1 7 年 5 月 1 日現在)</p>	
平成 1 9 年度	<ul style="list-style-type: none"> <li>小学校第 5 学年に中学校第 1 学年の英語科教科書を給与</li> <li>中学校第 1 学年に中学校第 2 学年の英語科教科書を給与</li> </ul>	
平成 2 0 年度	<ul style="list-style-type: none"> <li>小学校第 5 学年に中学校第 1 学年の英語科教科書を給与</li> <li>中学校第 1、2 学年にそれぞれ上級学年の英語科教科書を給与</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>小学校第 5 学年及び第 6 学年に中学校第 1 学年の英語科教科書を給与</li> </ul>
平成 2 1 年度	同 上	<ul style="list-style-type: none"> <li>小学校第 5 学年に中学校第 1 学年の英語科教科書を給与</li> <li>中学校第 1 学年に中学校第 2 学年の英語科教科書を給与</li> </ul>
平成 2 2 年度	同 上	<ul style="list-style-type: none"> <li>小学校第 5 学年に中学校第 1 学年の英語科教科書を給与</li> <li>中学校第 1、2 学年にそれぞれ上級学年の英語科教科書を給与</li> </ul>
平成 2 3 年度	同 上	